

宮城県住生活基本計画

あたたかな住まいに、^{わたし}自分らしく住もう。



令和3年12月
宮城県

第1章 計画の目的と位置づけ

計画改定の背景と目的

人口減少・少子高齢化を迎える中、新たな国の住生活基本計画が策定され、東日本大震災からの復興の状況や社会経済情勢等の変化を踏まえ、人々の価値観の多様化に対応した豊かな住生活の実現を目指します。

計画の位置づけ

本計画は、住生活基本法に基づき、国の住生活基本計画に即し、本県の総合計画を上位計画として策定しています。また、市町村の住生活基本計画の指針としての役割を担うとともに、各市町村においては全国計画や本計画を踏まえながら、地域の実情に応じた取り組みの推進が期待されます。

計画の期間 計画期間は2021（令和3）年度～2030（令和12）年度までの10年間

第2章 住生活をめぐる現状と課題

各視点からの重視すべき課題

本県の住生活について、5つの視点から重視すべき課題を整理しました。

居住者の視点

- ・賃貸人が住宅確保要配慮者の入居に一定の制限を設けており、賃貸人の不安解消が必要。
- ・合計特殊出生率が全国でも低位で推移しているため、子供を産み育てやすい環境が必要。

ストックの視点

- ・人口減少等に伴い空き家が増加しているため、空き家対策の推進が必要。
- ・既存住宅流通シェアが全国より低く、良質な住宅の循環利用が可能な環境整備が必要。

まちづくりの視点

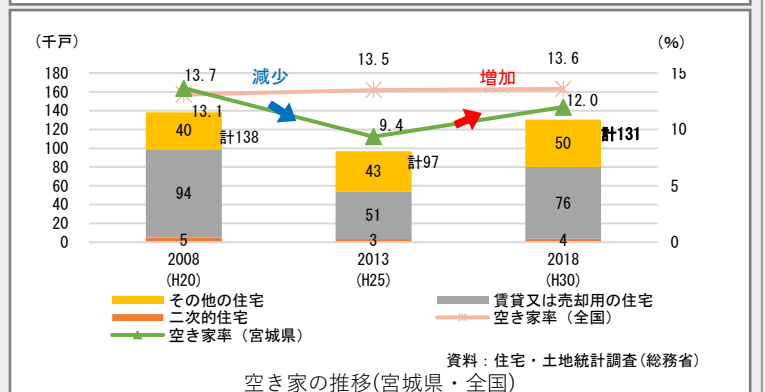
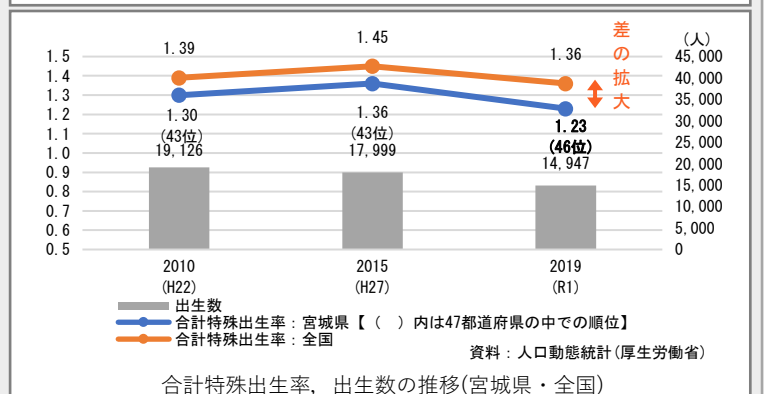
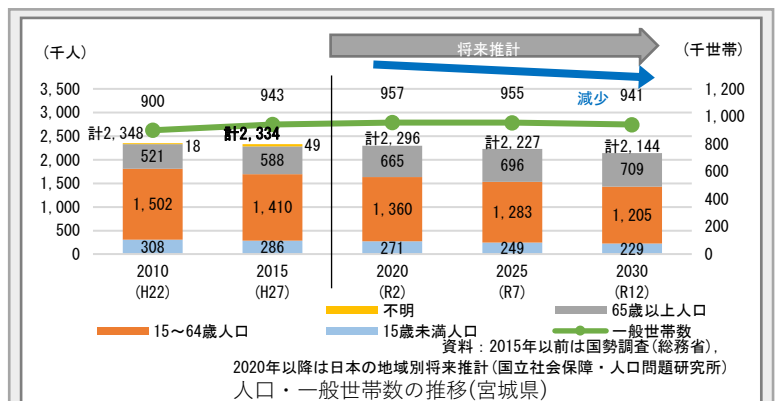
- ・都市のスポンジ化等により地域コミュニティの維持等が困難になりつつあるため、安心して暮らしやすい環境整備が必要。
- ・県内人口の約4割が、何らかの災害リスクエリアに居住しているため、災害リスクを踏まえた住まい・まちづくりが必要。

東日本大震災からの復興の視点

- ・頻発・激甚化している災害に備えるため、東日本大震災の経験や教訓を生かした取り組みが必要。

新型コロナウイルス感染症対策による社会情勢の変化の視点

- ・「新たな日常」に対応したライフスタイル等の変化などを踏まえた施策の展開が必要。



目指す住生活の姿

私たちは、県民や民間事業者などの様々な主体との連携・協働により、人々が互いに支え合う地域社会を育むとともに、みやぎの風土や多様なライフスタイルに応じた良質な住まいを確保し、安心できる暮らしを次世代につなげていく、みやぎの豊かな住生活の実現を目指します。

地域の支え合いを育み 安心できる暮らしをつなぐ
みやぎの豊かな住生活

住宅政策の目標

みやぎの豊かな住生活の実現に向けて、全国計画や県内の住生活の現状と課題を踏まえ、3つの目標に沿って、総合的な住宅政策を推進していきます。

目標1 ひとりひとりが安心できる住まい -住まいのセーフティネットの充実-

市町村、民間事業者、公的団体等との連携を図り、公営住宅のみならず民間賃貸住宅等を含めた住まいに円滑に入居でき、だれもが安心して暮らしていけるよう「住まいのセーフティネットの充実」を目指します。

目標2 豊かさをつないでいく住まい -次世代に継承できる住宅ストックの形成-

住宅ストックの適切な維持管理、既存住宅の質の向上、地域住宅産業等の充実、総合的な空き家対策などにより、多様な人々が健康で快適な暮らしを実現し、住まいの豊かさについて世代を越えてつないでいけるよう「次世代に継承できる住宅ストックの形成」を目指します。

目標3 備え・支え合う住まいと地域 -災害に強く持続可能な住まい・まちづくり-

東日本大震災の教訓を活かし災害に備えるとともに、災害リスク等を踏まえた住まいの普及啓発を図り、宮城県の地域資源を活かした美しい景観づくりへの支援や移住・定住や二地域居住などの交流を促進し、多様な人々が生きがいを持ちお互いに備え支え合いができるよう「災害に強く持続可能な住まい・まちづくり」を目指します。

第4章 目標に向けた施策展開

目標に向けた施策展開

本章では、目指す住生活の姿の実現に向けて、3つの目標ごとに基本方針を定めて展開する施策を示します。施策の推進にあたっては、多様な主体が各々の役割を果たし、連携・協働のもと進めるとともに、県と市町村は地域の実情に応じた施策を展開します。

目指す住生活の姿	目標	基本方針
<p style="text-align: center;">地域の支え合いを育み 安心して暮らすをつなぐ みやぎの豊かな住生活</p>	<p style="text-align: center;">目標1 ひとりひとりが安心できる住まい -住まいのセーフティネットの充実-</p>	<ul style="list-style-type: none">(1) 居住支援体制の充実(2) 公営住宅等の適切な供給(3) 民間賃貸住宅等による住宅セーフティネットの充実(4) 高齢者の住まい・住まい方支援(5) 子育て世帯への居住支援
	<p style="text-align: center;">目標2 豊かさをつないでいく住まい -次世代に継承できる住宅ストックの形成-</p>	<ul style="list-style-type: none">(1) 長く住み継がれる住まいづくりの推進(2) 適切な維持管理・リフォーム等の促進(3) 計画的・総合的な空き家対策の推進(4) 既存住宅の流通促進(5) 子育て世帯等のニーズに合った住まいの実現
	<p style="text-align: center;">目標3 備え・支え合う住まいと地域 -災害に強く持続可能な住まい・まちづくり-</p>	<ul style="list-style-type: none">(1) 安全・安心で美しい住まい・まちづくりの推進(2) 人口減少・少子高齢化に対応した地域共生社会の実現(3) 頻発・激甚化する災害への備えの充実



多様な主体の連携としてSDGs「17」については、すべての基本方針に共通して対応しています。

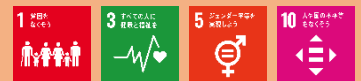
施策

対応する SDGs

- ①関係団体との協働による居住支援体制の充実
- ②地域における居住支援体制の構築



- ①需要に応じた公営住宅等の適切な供給
- ②公営住宅・災害公営住宅等の適切な運営



- ①民間賃貸住宅等の活用に向けた環境整備
- ②民間賃貸住宅等の活用の推進



- ①高齢者の住まいの確保
- ②高齢者が安心して暮らしやすい住まい方と環境づくり



- ①子育て世帯の住まいの確保
- ②子育てしやすい居住環境の整備



- ①良質で長寿命な住宅の普及
- ②環境にやさしい住宅の普及



- ①住宅の適正な維持管理の促進
- ②既存住宅の耐震化の促進
- ③住宅リフォームの促進と持続可能な住生活産業



- ①空き家対策推進の基盤づくり
- ②空き家の増加の抑制
- ③空き家の活用促進
- ④危険な空き家の改善



- ①住み替えの促進
- ②既存住宅の流通を促進する環境整備



- ①子育て世帯等の住宅ニーズへの支援
- ②子育てしやすい住まいの普及・啓発



- ①安全・安心で住み続けられる住まい・まちづくり
- ②景観等に配慮した美しい住まい・まちづくり



- ①多様な人々・世代が暮らしやすい住まい・まちづくり
- ②地域コミュニティの維持・活性化
- ③地方移住・二地域居住等の促進



- ①震災の経験等の伝承
- ②震災の経験等を踏まえた住まいの再建



成果指標

住宅施策の効果を検証するため、全国の動向や本県の住生活の状況を踏まえ、目標値を設定しました。

目標	項目	現況値 (2018年)	目標値 (2030年)
目標1	【住宅セーフティネットの充実】 民間賃貸住宅の低額所得者の「住居費負担感」について「生活必需品を切りつめるほど苦しい」と感じていない世帯数の割合	81.4%	85%
	【高齢者世帯の住まいの満足度の向上】 高齢者世帯の住宅に対する満足度	84.2%	86%
	【子育て世帯の住むまちの満足度の向上】 子育て世帯の居住環境の満足度	79.8%	82%
目標2	【既存住宅の流通の促進】 持ち家の取得方法のうち中古住宅を購入の割合	11.7%	15%
	【空き家の増加の抑制】 居住目的のない空き家数(その他空き家) (2030年時点の推計によるその他空き家数：約6.9万戸)	50,500戸	6万戸程度におさえる
	【環境にやさしい住宅の普及】 一定の省エネ対策が講じられた住宅の割合 (全部又は一部の窓に二重サッシ・複層ガラスを使用している住宅の割合)	39.8%	53%
	【住まいの総合的な満足度の向上】 住宅に対する満足度	74.7%	77%
目標3	【災害に強く持続可能な住まい・まちづくりの推進】 地域防災計画等に基づき、ハード・ソフト合わせて住まいの出水対策に取り組む市町村の割合、全国計画は2025年に50%に設定。	— (2020年)	65% (2025年)
	【移住・定住の促進】 「みやぎ移住サポートセンター」を通じた移住者数	348人 (2019年度末累計)	1,000人以上 (2021年から10年間累計)
	【住むまちの総合的な満足度の向上】 居住環境に対する満足度	72%	75%


公営住宅等の供給目標量

県及び市町村は、計画期間内において、住生活基本法に基づく公営住宅と、それを補完するセーフティネット登録住宅等を加味した公営住宅等の供給の目標量を定め、その達成に向けて取り組めます。

公営住宅等供給目標量	21,000戸
------------	---------

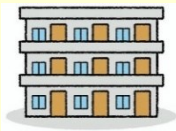
【要支援世帯】(推計)
約21,000世帯

- ・高齢者等の低額所得者世帯
- ・自然災害等により被災し、自力での住宅確保ができない世帯 など




【公営住宅等】
21,000戸

- ・既存公営住宅空家募集
- ・公営住宅の建て替え
- ・セーフティネット登録住宅 など



第5章 重点推進プログラム


本県が直面している課題に対応し、第4章における施策展開のうち重点的に取り組む施策を【重点推進プログラム】と位置づけ、行政と県民、住宅関連事業者などの多様な主体と連携・協働し推進します。

住まい確保 プログラム	多様な住宅困窮者が住まいを確保できる取り組み 【居住支援及び体制の充実】 <ul style="list-style-type: none">● 地域における居住支援体制の構築● 多様な人々・世代が暮らしやすい住まい・まちづくり 【民間賃貸住宅の活用を含めた公的賃貸住宅の適切なマネジメントの推進】 <ul style="list-style-type: none">● 民間賃貸住宅等の活用に向けた環境整備● 公営住宅・災害公営住宅等の適切な運営
若年・子育て 住まい応援 プログラム	若年子育て世帯が子どもを安心して産み育てられる取り組み 【若年・子育て世帯向け住まいの支援の充実】 <ul style="list-style-type: none">● 子育て世帯の住まいの確保 【子育てしやすい住まい・居住環境の整備】 <ul style="list-style-type: none">● 子育て世帯等の住宅ニーズへの支援● 子育てしやすい居住環境の整備
空き家の 利活用・ 抑制推進 プログラム	空き家の発生や荒廃化の未然の防止への取り組み 【市町村と地域の専門家の連携】 <ul style="list-style-type: none">● 空き家対策推進の基盤づくり● 住宅リフォームの促進と持続可能な住生活産業 【空き家等の利活用】 <ul style="list-style-type: none">● 既存住宅の流通を促進する環境整備● 子育て世帯の住まいの確保
住まい・ まちづくりへ の意識啓発 プログラム	良質な住宅の確保と地域の良い住環境の形成に向けた取り組み 【自らの住まい・居住環境への住教育の推進】 <ul style="list-style-type: none">● 高齢者が安心して暮らしやすい住まい方と環境づくり● 住宅リフォームの促進と持続可能な住生活産業 【災害リスクを踏まえた住まい・まちづくりの普及啓発】 <ul style="list-style-type: none">● 安全・安心で住み続けられる住まい・まちづくり● 震災の経験等を踏まえた住まいの再建

第6章 計画の推進に向けて

今回の計画改定を契機として、これまでの会議体制の課題を踏まえた必要な見直しを行い、県民、民間事業者、県、市町村、公的団体等が情報共有を図り、それぞれの役割を果たすとともに、産学官が連携・協働する新たな体制を構築し、総合的かつ効果的に住宅施策や取り組みを推進してまいります。

表紙の写真について

1	2	3
4		5
6	7	8

1. 大崎耕土（居久根のある農村景観）
2. もくもくランド（登米）
3. 気仙沼大島大橋
4. 広瀬川より仙台都心を望む
5. 南三陸町災害公営住宅と結の里
6. セケ宿街道
7. 蔵王と白石川沿いの桜並木
8. かわまちてらす閑上（名取）

[写真提供]

No1～4, 6～8：宮城県経済商工観光部観光プロモーション推進室

No5：独立行政法人都市再生機構（通称：UR都市機構）

宮城県住生活基本計画

概要版

令和3年12月

編集・発行：宮城県土木部住宅課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL.022 (211) 3256

URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/juutaku/>

